
令和8年度 第2回指導者向け説明会

認定地域クラブの位置付け と活動の方向性等について

勝央町教育委員会

6月29日(月)19:00～20:00

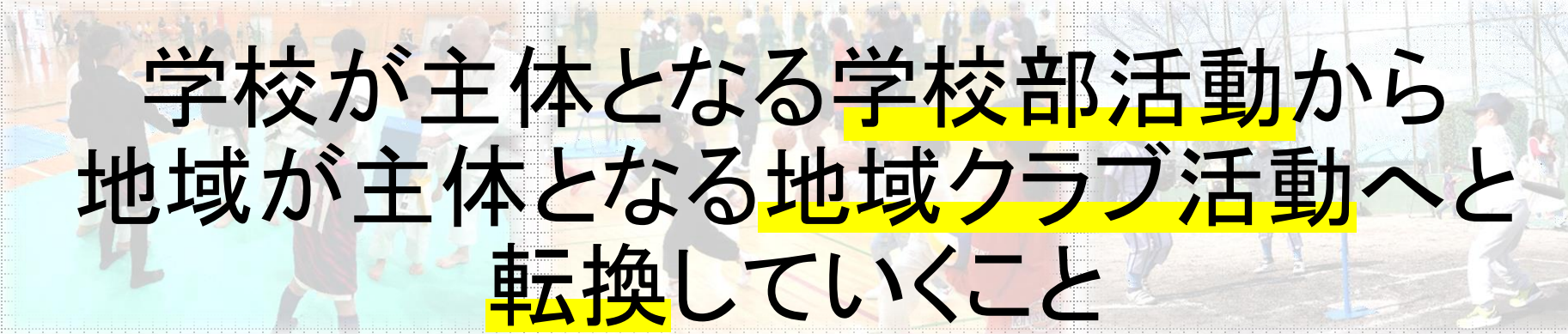
本日の説明事項

本日
説明

- 認定地域クラブについて
- 今後のスケジュール等
- 認定地域クラブの位置づけ
- ガイドラインについて
- 活動場所について(方針案)
- その他

部活動の地域展開

(R5～R7 改革推進期間|R8～R13 改革実行期間)



学校が主体となる学校部活動から
地域が主体となる地域クラブ活動へと
転換していくこと

「競技の楽しさ(体を動かす喜び)」そのものが大きな目的。

勝ち負けや記録の向上を目指す「競技志向」とは違い、
地域展開におけるスポーツは、
「誰もが純粋に楽しめる要素」を大切にします。

確認事項

■認定地域クラブ活動

認定制度

国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み

【呼称】認定地域クラブ活動

【想定される効果】公的支援（財政的支援、施設・用具等の使用）、広報効果

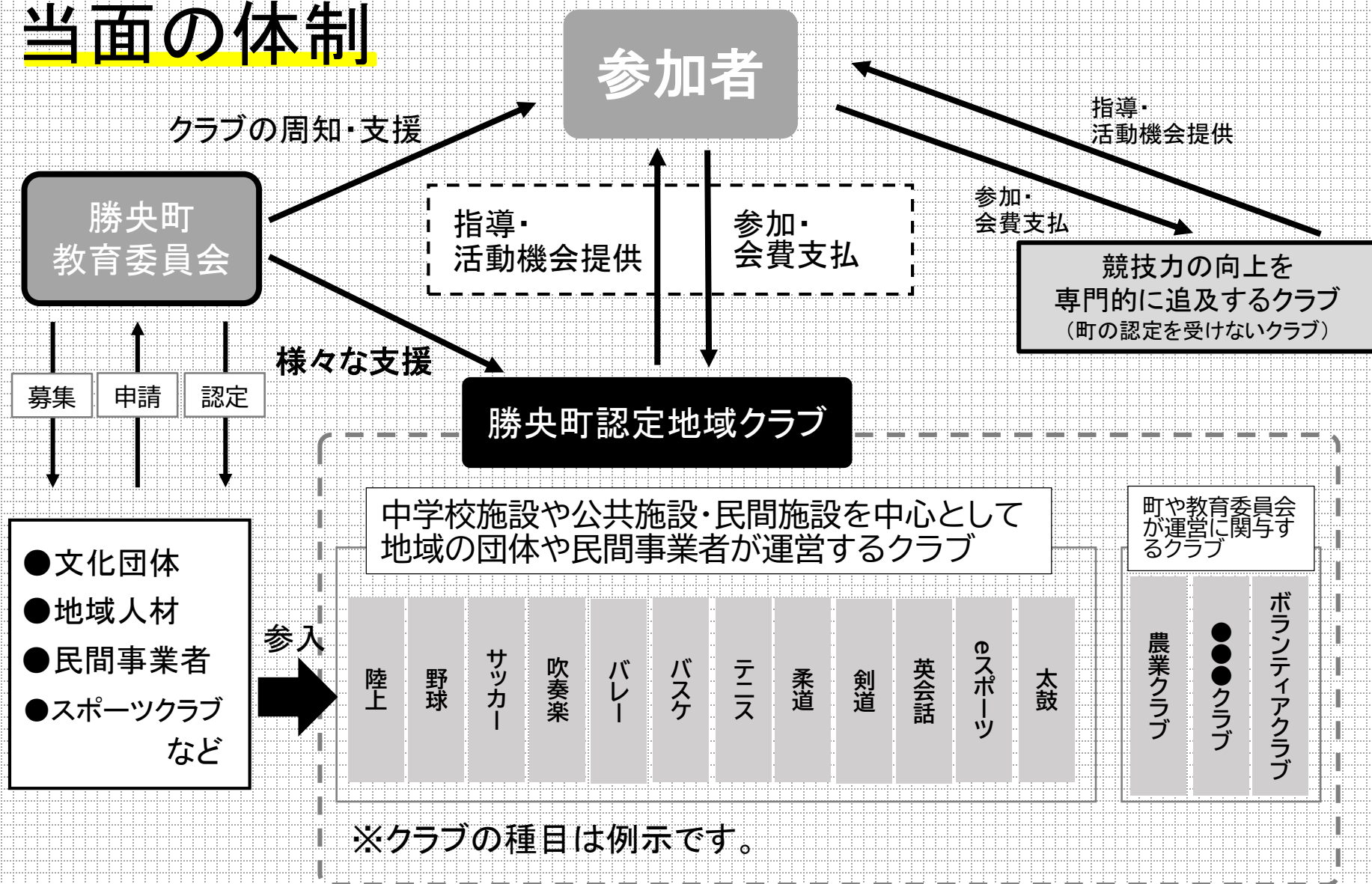
【主要要件】活動時間、低廉な参加費、指導体制、安全確保、学校等との連携

◆勝央町でも国が定める認定要件をベースに、勝央町教育委員会としての認定要件を定め、認定。

◆部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動を行う、公的な活動として位置づけ、町としても活動を支援していく予定。

◆勝央町教育委員会は、認定された団体が適切に運営・活動しているかについて確認し、必要に応じて指導・助言を行う。

当面の体制



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。

運営主体と実施主体 業務と役割

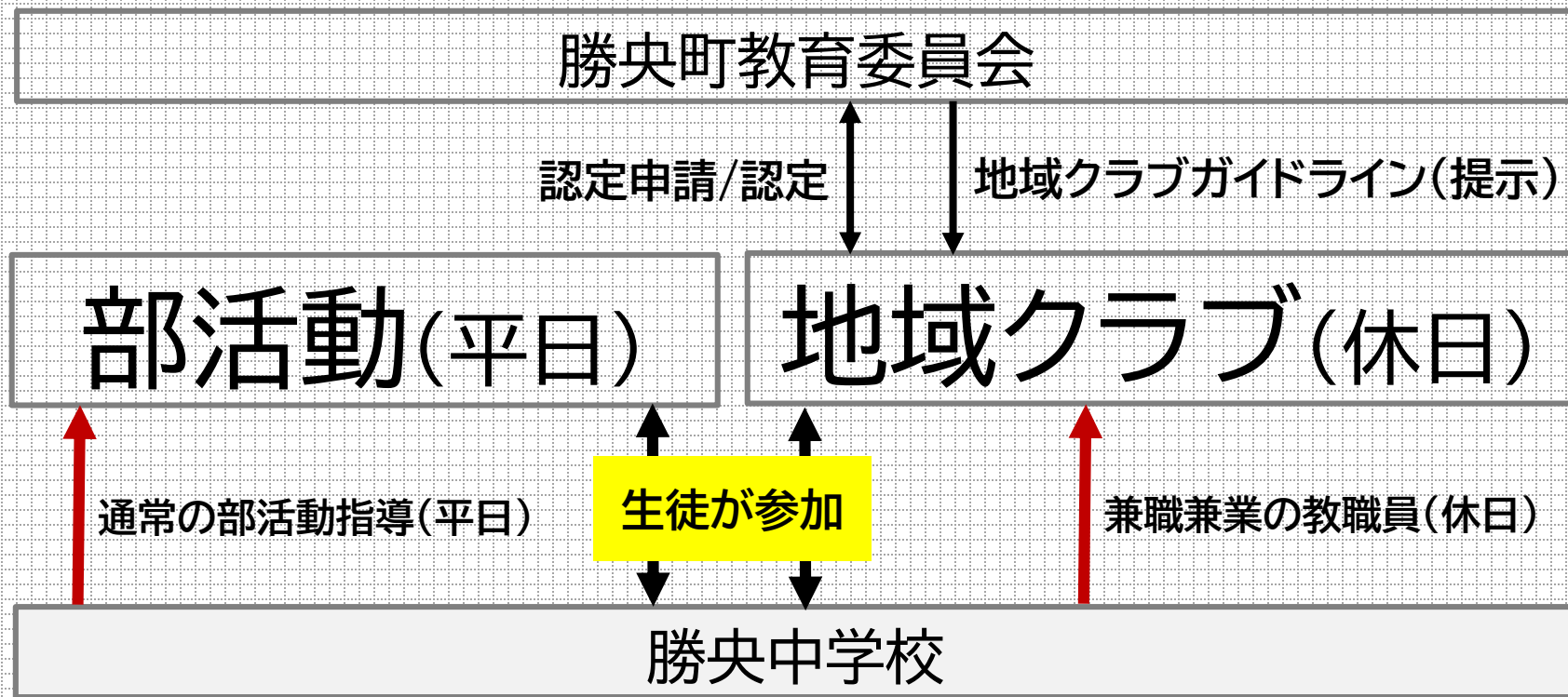
	主な業務	役割
運営 ・ 管理	①地域展開の方針、計画の策定 ②実施主体の管理、指導助言、相談対応 ③運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 ④危機管理 ⑤保険加入状況や補償内容の確認 ⑥研修等の実施	運営団体 (当面は、 教育委員会)
活動業務	⑦活動団体の収支計画、会計・労務管理 ⑧競技団体への登録、大会等への参加申込など ⑨活動計画の策定 ⑩保険への加入手続き ⑪活動場所、移動手段、消耗品等の確保 ⑫勝央中・教育委員会との連携、情報共有 ⑬入会手続き、会費徴収	実施主体 (認定要件を 満たした地 域クラブ)

『学校部活動』と『勝央町認定地域クラブ』

	学校部活動	勝央町認定地域クラブ
参加者	所属校の中学生	中学生（所属校に限らない）
指導者	所属校の教員	地域住民（希望する教員を含む）
活動日	所属校のルールに基づく	所属クラブの規定に基づく
場所・時間	・ 学校施設 ・ 平日の放課後と休日	・ 学校施設や社会体育、文化施設等 ・ 休日（令和9年度以降は平日も）
大会参加	「部活動」として参加 ・ 大会申込＝顧問（教員）	「クラブ」として参加 ※R8年度中は「部活動」として参加 大会申込も顧問（教員）が実施。
活動計画	顧問（教員）	指導者
保険	学校の保険	民間の傷害・賠償責任保険 （スポーツ安全保険など） ※各クラブで加入する
相談窓口	所属校	勝央町教育委員会
関連規則	所属校の基本方針等	勝央町認定地域クラブガイドライン

勝央町認定地域クラブの立ち上げ

国や県が示した要件等に基づき、学校部活動の継承・発展させた団体等(令和8年度は学校部活動も存続)

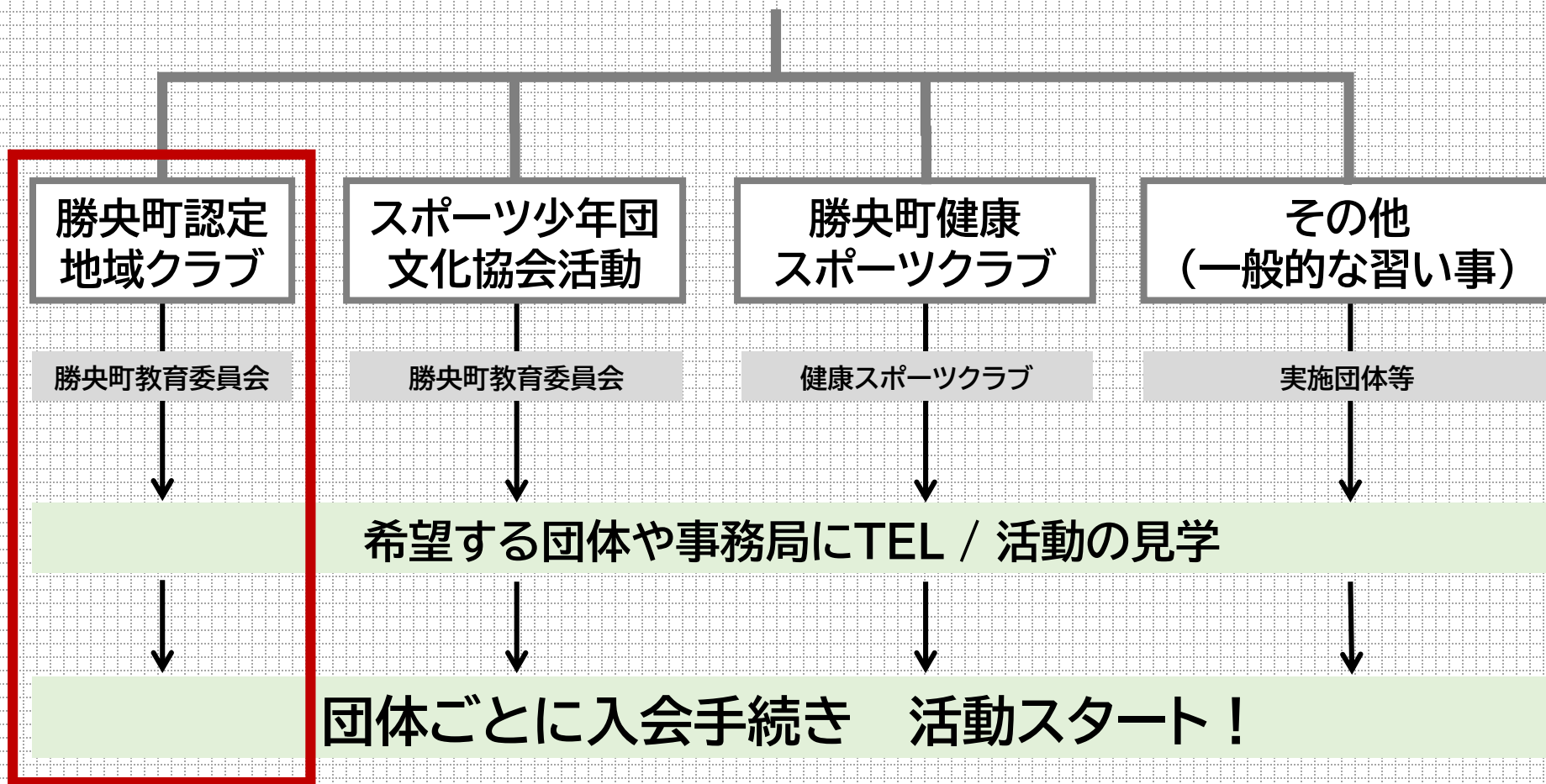


令和8年度は**休日の部活動は廃止**するものの、**平日の部活動は存続**。**休日の活動は地域クラブ化を図る**。

様々な選択肢の中から、休日等の過ごし方を生徒自ら選ぶ

地域クラブ等の始め方

(参加者向け)



勝央町教育委員会では、既存の部活動にある種目かどうかは問わず、
参加者の多様なニーズ・意見に対応するため、幅広い活動を想定。

団体の募集について

団体(指導者)を募集する際のチラシ(案)を策定

【効果】

- 団体(指導者)の確保の可能性
- 広く周知可能
(町民の方に知っていただく機会)

【懸念】

- 想定以上の団体の設立 など

勝央町認定地域クラブ

活動団体募集

生徒の「やりたい!」を全力応援
あなたの力を地域のために活かしてみませんか

2026 中学生をはじめとした
勝央町のスポーツ・文化芸術活動を
支える地域団体を募集しています

受付開始
Wed

勝央町教育委員会は、国の方針に基づき、部活動の地域展開に取り組んでいます。地域展開とは、これまで学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって運営する「地域クラブ」に移行するものです。子どもたちの「やりたい」「やってみたい」が尊重されるとともに、スポーツ・文化活動を通して地域が元気になる活動を推進していくために、あなたの力が必要です。

認定手続きの流れ

申請書類の提出 → 認定要件に基づき審査 → 認定(または不認定) → 活動

認定地域クラブの立上げに興味のある方はホームページまたは下記までお問い合わせください。

ホームページ

【お問い合わせ先】勝央町教育委員会 0868-38-1753
syakaikyoku@town.shoo.okayama.jp

【協議会での合意事項】

広報紙(8月号)への折込や一般向け説明会(7/7)の際に配布予定

教育委員会から認定団体への支援措置の概要

移行準備
モデル
団体
～9月まで

クラブの設立のための助言、伴走支援

施設予約(他の利用の妨げにならない限りにおいて)

各種広報等

地域認
定団体
クラブ

9月以降

町内の学校施設やスポーツ施設、公民館や文化ホール等の
使用料金の減免措置等

認定団体の立ち上げに係るサポート(規約の策定や運営
体制構築のための助言など)

活動実績に応じた各団体への財政的支援

地域クラブの運営を支援

支援措置の内容(補助金額など)は教育委員会で、
町長部局とも協議の上、決定させる方針

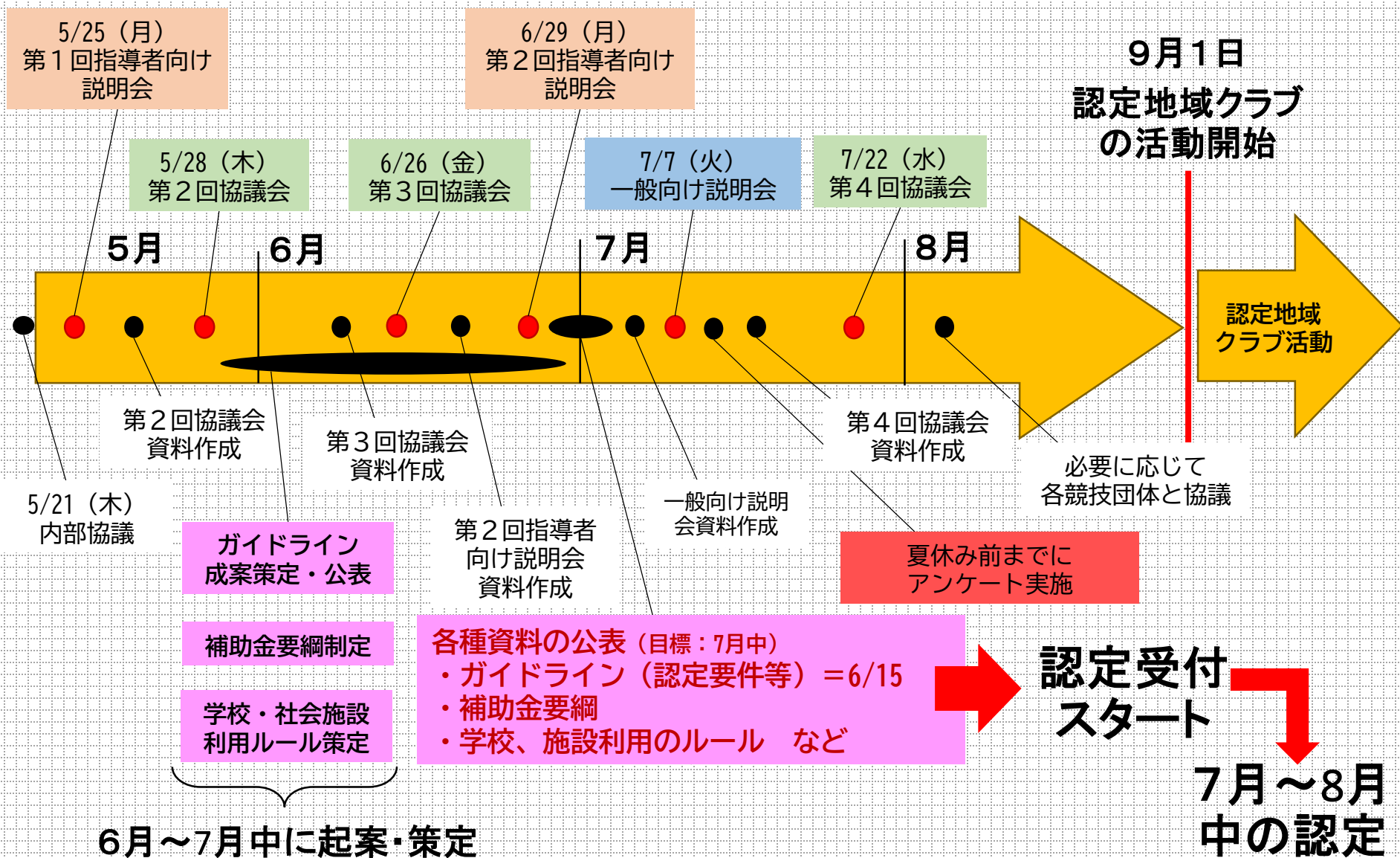
本日の説明事項

本日
説明

- 認定地域クラブについて
- 今後のスケジュール等
- 認定地域クラブの位置づけ
- ガイドラインについて
- 活動場所について(方針案)

年度	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
〔国〕 改革期間	改革推進期間				改革実行期間（前期）						改革実行期間（後期）			
中学生の 部活動	・休日の地域クラブ化を促進 ・週末の大会は顧問（教員）が対応				休日 廃止		平日も廃止							
地域クラブ （地域展開）					・体制の整備 ・ガイドラインの制定 ・受け皿募集		地域展開体制の発足 地域クラブ活動の開始							
町の方針	体制整備 ・協議会の設立 ・地域クラブの在り方検討 ・環境整備 ・受け皿募集 など				地域クラブ活動への全面展開 令和9年度中に部活動を廃止し、平日を含めた地域クラブ活動を開始 活動の充実に向けた地域連携の強化 地域コミュニティとの連携強化 運営団体への移行検討 運営自体を地域の団体へ移行することを検討									

当面のスケジュール詳細(案)



勝央町認定地域クラブ 年間スケジュール(案)

認定地域クラブ活動説明会

従来の部活動説明会に代わって、認定地域クラブ活動の紹介を行う

9月～11月 新人戦などの秋季大会
認定地域クラブとして出場

5月～8月 中体連・夏のコンクールなど
認定地域クラブとして出場

認定地域クラブ活動総会(仮称)

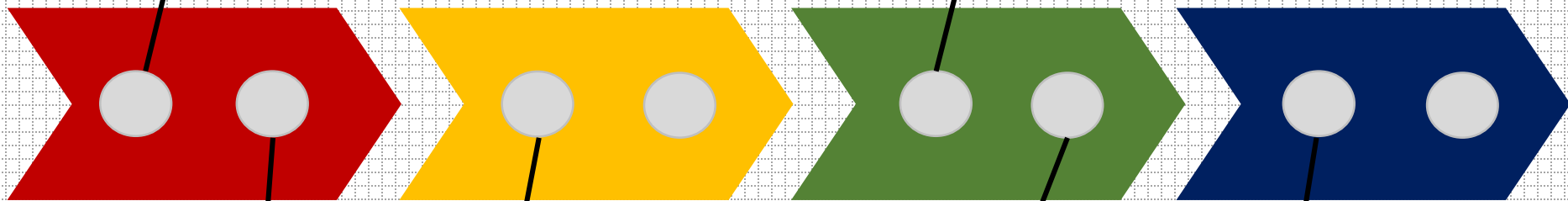
情報共有を主な目的とし、学校や教育委員会の代表者等で行う会

中体連への団体登録(次年度に向けて)

認定地域クラブとして登録

指導者研修会

町の研修に位置づけ、法令順守や指導時の注意点などを学ぶ



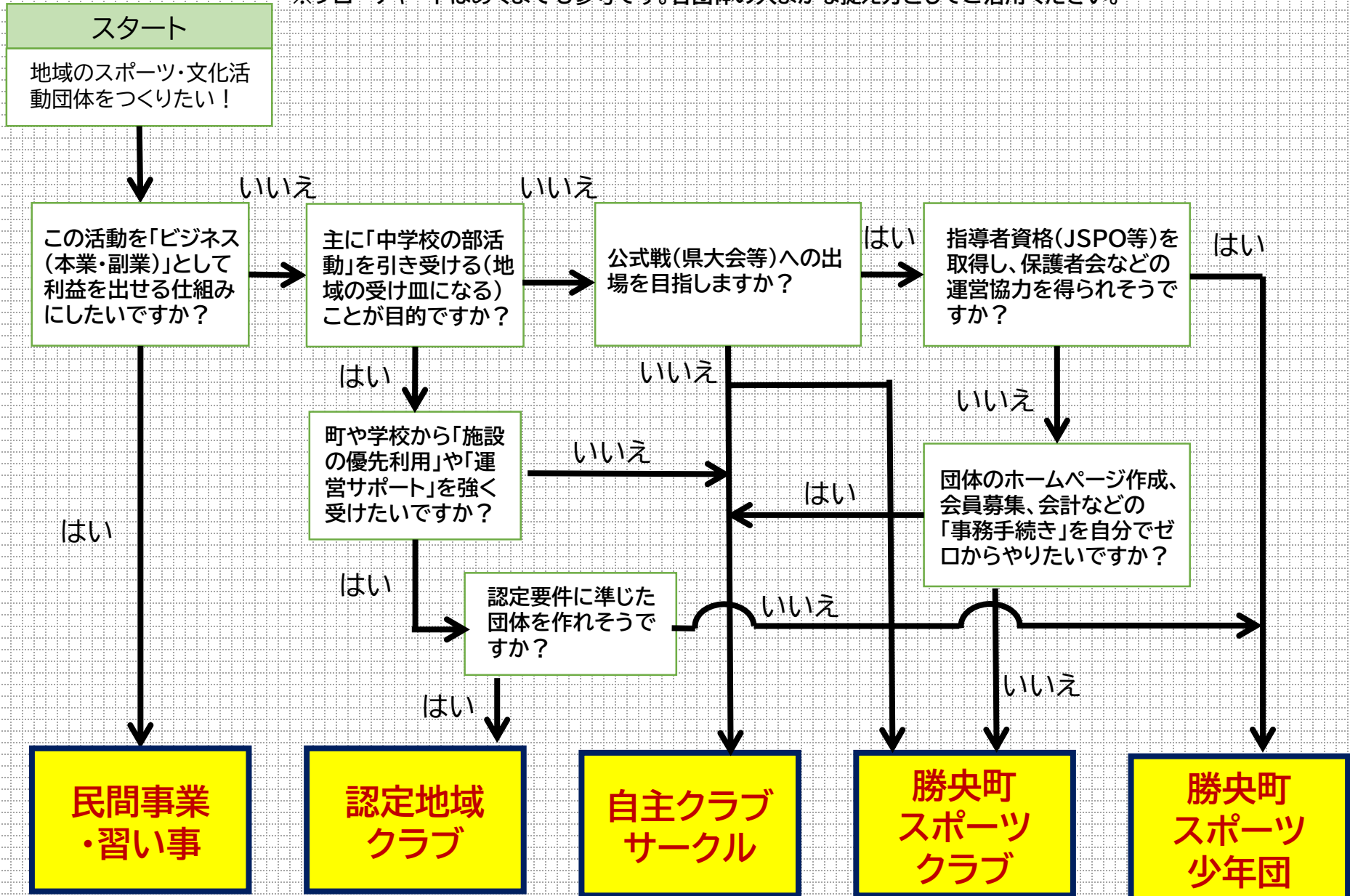
本日の説明事項

本日
説明

- 認定地域クラブについて
- 今後のスケジュール等
- 認定地域クラブの位置づけ
- ガイドラインについて
- 活動場所について(方針案)

各団体の特徴に応じた判定フローチャート(ご参考)

※フローチャートはあくまでも参考です。各団体の大まかな捉え方としてご活用ください。



各団体の特徴・要件・メリット一覧(ご参考)

※記載していることは主なものです。詳細は各団体の事務局までお問い合わせください。

団体の種類	主な目的・対象	主な要件 (勝央町の例等)	指導者側のメリット	注意点・デメリット
認定地域クラブ	中学校部活動の地域 移行の受け皿	・代表1名、指導者2名以上 ・町教委の研修受講必須	・学校施設の優先利用 ・町からの公式な周知やサ ポート	・ガイドライン遵守義務 ・認定や補助金のため の申請
スポーツ 少年団	青少年の健全育成、 競技力向上、地域交 流	・指導者の有資格者配置 ・団員登録、登録料の支払	・歴史があり信頼性が高い ・公式大会への出場が可能	保護者の係活動(当番 など)の発生
勝央町 スポーツクラブ	総合型地域スポーツ クラブへの参画・所属	・クラブの理念への賛同 ・既存の部会への所属等	・事務局(クラブ)の運営サ ポート ・広報や会員集めがスムー ズ	・クラブ全体のルール や方針に従う必要があ る ・会費の支払いが発生
自主サークル	有志による活動、自 由な趣味・スポーツ	特になし(任意団体)	規約や縛りがなく、最も自 由に始められる	・公共施設の予約が一 般枠になり、確保しに くい
民間クラブ ・習い事	・専門的な指導 ・商業ベースのスクー ル運営	・法人格(必須ではないが 推奨) ・指導ライセンス等	月謝や利益、指導内容を完 全に自由に設計できる	・施設利用料が通常料 金(減免対象外)になり やすい

本日の説明事項

本日
説明

- 認定地域クラブについて
- 今後のスケジュール等
- 認定地域クラブの位置づけ
- ガイドラインについて
- 活動場所について(方針案)

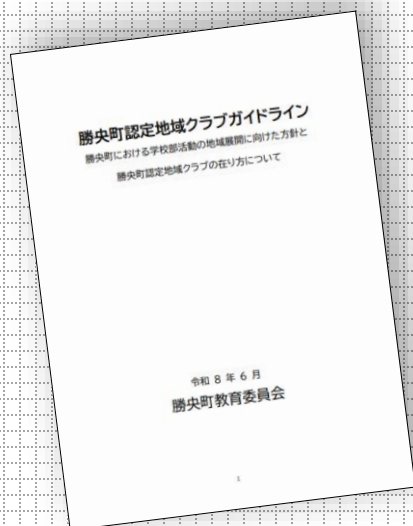
勝央町認定地域クラブガイドライン

勝央町における学校部活動の地域展開に向けた方針と
勝央町認定地域クラブの在り方について

- ・国や県が示すガイドラインや計画と連動
- ・地域展開に関する方針や具体的な取組方針
- ・関係者の役割
- ・認定要件と認定地域クラブの在り方 など



地域展開の在り方を示す
総合的な指針



6月15日 公表



ホームページ

ガイドライン内容

- 地域移行の基本的な考え方
- 勝央町の中学校部活動を取り巻く現状と課題
- 勝央町としての方向性
- 地域展開を見据えた学校部活動の在り方
- 地域での役割分担
- 認定地域クラブとは
- 地域展開が生徒・教職員・地域にもたらす効果
- 認定地域クラブの要件（補足事項を含む）
- その他運営、活動時に関わる内容
- 指導時の倫理的配慮と指導者の登録取り消し
- 認定地域クラブの登録手続き等
- 個人情報情報の取り扱いについて

認定地域クラブ「認定要件」の具体的な確認事項

1 豊かで幅広い活動機会の保障

- ☐ 学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきた。認定地域クラブは、これら教育的意義を継承・発展させた活動であること
- ☐ 参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ☐ 競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと、また選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることとし、将来的には一般市民の受け入れも検討すること

2 適切な活動時間と休養日の設定

- ☐ 週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること
- ☐ 年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し、公表していること

3 低廉な参加費等の設定

- ☐ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

4 適切な指導の実施体制の確保

- ☐ 勝央町が定める研修を受講し、勝央町に登録された指導人材が活動に携わること
- ☐ 原則として、複数の指導人材が携わること

5 適切な安全確保体制の確保

- ☐ あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化するとともに、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ☐ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

6 適切な運営体制の確保

- ☐ 認定地域クラブの役員や会費等が明記された運営規約を策定し、参加者や保護者等に対して公表すること
- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること
- ☐ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

7 学校等との適切な連携

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- ☐ 勝央町教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、勝央町や学校との必要な連絡調整を行うこと



勝央町認定地域クラブガイドライン

豊かで幅広い活動機会の保障

教育的意義を継承・発展させた活動であること

部活動の教育的意義

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などが培われる場になってきた。

参加者が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

参加者

町内の中学生を中心に構成するが、**将来的には一般町民の受入れも検討
競技力向上強化等の観点から広域から参加者を集めることは認められない**

※町外の参加者から、自発的に加入の意思があつた者を排除するものではないことに注意。

勝央町認定地域クラブガイドライン

適切な休養日等の設定

ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

週2日以上休養日を設定

活動時間の上限: 平日**2時間**/休日**3時間**(週当たりの活動時間 11時間)

※週11時間以内であれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能であることを明記

年間の活動計画や毎月の活動計画を策定すること

緊急時における安全管理体制

活動時の事故等、不測の事態に備え、前もって医療機関をはじめとした各種機関や団体、関係者及び保護者の緊急時連絡先を把握し、安全管理上の連絡体制を整えること

参加者や指導者は、適切な補償内容・保険料の傷害保険、賠償責任保険に加入すること

勝央町認定地域クラブガイドライン

適切な指導の実施体制の確保

勝央町教育委員会が定める研修を受講(受講見込みを含む)し、勝央町教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること

指導者研修会(予定) 12月19日(土) 午後

原則、代表者(1名)、指導者(2名以上)の指導人材が携わること

複数の指導人材が活動に携わるのが困難な場合には、勝央町等の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切行為の防止を図る。
各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることはできる。

指導者

- ・成人に達していること(アシスタントであれば未成年も可)
- ・健全育成への熱意があり、資質向上に取り組むこと
- ・いかなる前科歴がないこと など

勝央町認定地域クラブガイドライン

運営規約の例文あり

運営規約の策定

- ・役員や会費等を含む規約を作成していること
- ・団体には役員(代表、副代表、会計、監事)を置く

第1章 総則 名称・目的など	第5章 会計 経費・管理など
第2章 会員 入会・会費など	第6章 指導者 保険加入など
第3章 組織 役員・職務など	第7章 細則 参加停止など
第4章 会議 会議の種類など	第8章 規則の改正

勝央町認定地域クラブ「〇〇クラブ」運営規約(例)	
第1章 総則	
(名称・設置)	
第1条 本クラブは、〇〇クラブ(以下、「本クラブ」という)と称し、事務局は本クラブ代表者自内置く。	
(目的)	
第2条 本クラブは、子どもたちの活動機会を拡大するとともに、〇〇(曜日)を通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。福利向上主眼に傾倒するものではなく、〇〇(曜日)のもつ美しさを学び、自ら進んで生かすことでスポーツ・文化芸術活動に親しみ態度を育むことを目的とする。	
(活動)	
第3条 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等」に関する総合的なガイドライン及び岡山県の「新たな地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン」を踏まえたものとする。	
第2章 会員	
(入会資格)	
第4条 本クラブの入会には、次の条件を満たさなければならない。	
(1) 原則として、勝央町に在住する中学生。またはクラブ活動に参加する者であること。ただし、地域の特性も考慮して総合的に判断し、場合によっては他市町村の中学生の参加も認める。	
(2) 〇〇(曜日)を行うにあたって適した健康状態であること。	
(3) 本クラブが定める諸規定を遵守する者であること。	
(4) 第7条で定める会費を納入すること。	
(会費負担の喪失)	
第5条 本クラブの会費負担は、退会、除名、死亡によって喪失する。	
(退会・除名)	
第6条 本クラブの会費は任意で退会することができる。また、次の各号に該当する場合には総会の決議を経て除名することができる。	
(1) 本クラブの会費が第4条の条件を満たさないこと。	
(2) 本クラブの規約や規則に違反したとき、名譽を著しく毀損したとき。	
(会費)	
第7条 本クラブの会費は、1人月額〇〇〇〇円とする。	
(1) 会費は入会日から算する月から退会日まで算する月分支払うものとする。	
(2) 会費は臨時で徴収することがある。	
(3) 一旦入会した会費は、理由の如何に関わらず返還しない。	
(4) 退会や大会等に係る経費は、別途徴収するものとする。	
第3章 細則	
(役員とその職務)	
第8条 本クラブには、以下の役職を置く(保護者以外でも可)。	

代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。
地域や団体の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、**監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。**

適切な会計処理

公正で適切な会計処理を行うこと

明瞭な会計処理を行うとともに、透明性を確保するために総会等において関係者に情報開示すること

勝央町認定地域クラブガイドライン

会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

活動の維持・運営に必要な範囲で、低廉な会費を設定すること

地域との連携・協働

活動状況や実績等の情報を、学校や教育委員会に適時共有する

《認定に関する留意事項》

- ・認定の有効期間は「3年間」とする。(3年度毎2～3月をめぐりに更新手続き)
- ・認定後に要件を満たさなかった場合、年度途中での取り消しも実施

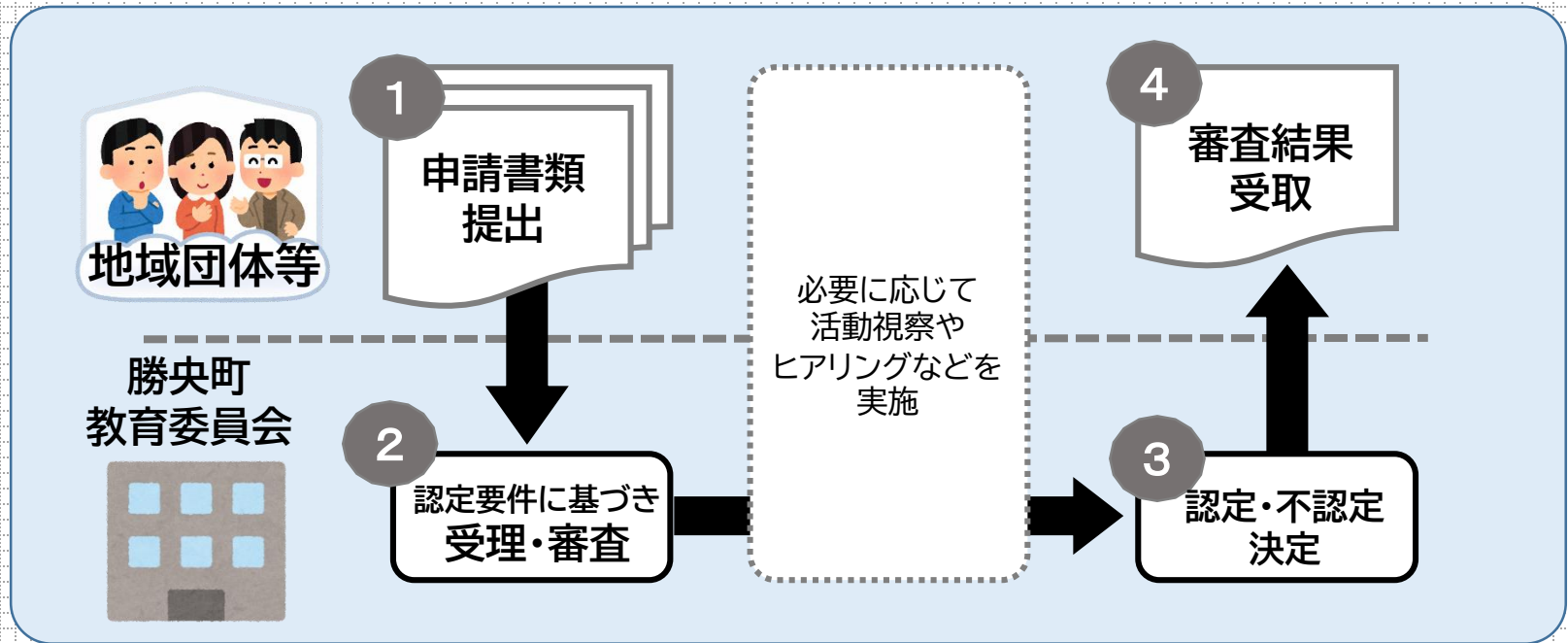
活動拠点

勝央町内とする

- ・代表者や指導者の住所は問わない
- ・活動拠点＝主な練習拠点

※広域的に活動している団体については、個別の案件ごとにヒアリング・審査する

認定の手続きについて



勝央町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(6月15日公布)に基づき、以下の書類を教育委員会に提出

- 勝央町認定地域クラブ活動申請書
- 認定要件確認書(様式第2号)
- 役員・指導者名簿(様式第3号)
- 会員(生徒)名簿(様式第4号)
- 活動計画書(様式第5号)
- 規約、会則等(任意様式)



指導者毎に情報登録
& 誓約事項

指導者登録申請書

私は、認定地域クラブ活動の指導者として、児童生徒の安全確保と健全育成を最優先とし、以下の事項を遵守することを誓約します。



補助金(団体向け)申請
(予定)

各種申請書(予定)

本日の説明事項

本日
説明

- 認定地域クラブについて
- 今後のスケジュール等
- 認定地域クラブの位置づけ
- ガイドラインについて
- 活動場所について(方針案)

活動場所について(原則:中学校施設)

方針案

1. 基本原則

- 学校教育の最優先
授業、行事、学校部活動が最優先
- 自主管理・自主運営
学校に負担をかけず、クラブの責任で運営
- 指導者の常駐
指導者が不在の時は、生徒だけでの利用は禁止

2. 利用時間と中止基準

- 利用時間(平日)
学校教育活動終了後から最長22:00まで
- 利用時間(休日)
土日祝・長期休業日の学校教育活動がない時間帯
- 中止基準
以下の場合は直ちに活動を中止し、生徒の安全を最優先
 - 町内に「レベル3警報」以上の気象情報が発令されたとき
 - 勝央中学校が避難所に指定されたとき
 - 熱中症警戒アラート発令時や、暑さ指数(WBGT)が31℃以上になったとき

活動場所について(中学校施設2)

3. 施設・設備・備品の利用ルール

■体育館

土足厳禁(インドア専用シューズ徹底)。利用後は空調・照明を必ず消灯

■グラウンド

利用後はブラシ掛け(トンボ掛け)を徹底。雨天やぬかるみ時は利用中止

■学校備品

ネット・支柱・得点板等は丁寧に扱い、必ず元の位置・状態に戻す

■常設設備

体育館の冷風機やグラウンドのゴール等は、いつでも利用可能

■用具庫(過渡期)

令和9年3月までは、学校と個別に協議・相談の上で決定

■用具庫(完全移行後)

令和9年4月以降は、順次クラブも利用できるよう体制移行

■共通事項

清掃・片付けの徹底。私物の放置禁止。ゴミはすべて持ち帰り

■敷地内全面禁煙

校舎・体育館・グラウンド・駐車場など校門の内側は一切禁煙(電子たばこ等含む)

4. 鍵の開閉管理(今後の運用方針)

■管理方法:教職員の負担軽減のため、以下の運用に向けて検討・準備中

■ナンバーロック(ダイヤル式キーボックス等)の導入または役場宿直室での鍵の受け渡し

活動場所について(中学校施設3)

方針案

5. 緊急時・トラブル発生時の対応

■人命最優先

重大な負傷・発症時は、ためらわずに救急要請(119番)とAEDを使用

■緊急進入

夜間・休日等の施設で救命が阻まれる場合、体育館のガラスを割って進入することも想定(この場合の損壊費用は不可抗力とし、クラブに責任を課さない)

■救急用具の携帯

各クラブでファーストエイドキットを必ず常時携帯

■破損時の負担

クラブの過失による破損・紛失は、自己責任と費用負担で原状回復または賠償

6. 報告ルートと提出書類

トラブル(けが・破損)発生時は、速やかに以下のルートで報告を行う

■平日の昼間

勝央中学校(0868-38-3148)

■夜間・休日

勝央町役場 宿日直等(0868-38-3111)

※報告後、教育委員会へ「事故・破損報告書(様式第1号)」を提出

活動場所について(社会体育施設)

方針案

このルールは勝央中学校に夜間照明(ナイター)施設が整備されるまでの**特例措置**

1. 活動場所の基本原則

原則は中学校施設:活動は原則として勝央中学校の施設(中学校施設)で行ってください。

社会体育施設の利用条件

学校行事や利用日時の重複により中学校施設が使えない場合に限り、社会体育施設を利用できます。

積極的な候補地の検討

夜間照明(ナイター)設備がある「北部グラウンド」や「各小学校グラウンド」を練習会場として積極的に検討してください。

2. 施設別の予約・運用ルール

利用する施設の種類によって、予約できる期間や条件が大きく異なります。

A. 勤労者体育館、武道館、各小学校施設、北部グラウンド

■予約期間 前月の1日から予約可能(一般と同じ方法・年間予約は不可)

■利用制限 他の利用(予約)がない空き枠であれば、回数制限なしで無料で利用可能

活動場所について(社会体育施設)

方針案

屋外施設はシーズンによって運用ルールを変更

B. テニスコート、野球場、多目的広場(10月～3月) ※日暮れが早い時期

- 年間予約:前年度2月頃に実施する教育委員会の聞き取り調整に基づき年間予約可能
- 利用条件:以下の制限を厳守してください
 - ・週あたりの回数 1週あたり最大2回まで
 - ・利用終了時間 午後7時30分まで
 - ・活動の内容 「練習」に限る(試合・練習試合は対象外)
 - ・追加で予約したい場合は、前月の1日から予約する方法(一般と同じ予約方法)による。

C. テニスコート、野球場、多目的広場(4月～9月) ※日が長い時期

- 運用ルール この期間は年間予約ができません＝原則、勝央中学校の使用をお願いします
- 予約条件
様々な要因で中学校施設が使用できない場合に限り、一般と同じ方法により予約が可能です。他の利用(予約)がない空き枠であれば、回数制限なしで無料で利用可能。

3. 多目的広場の料金特例

- 月2回まで : 施設使用料・夜間照明料金ともに無料
- 月3回目以降 : 年間予約で確定している分を含め、一般料金(有料)

活動場所について(社会体育施設)

方針案

4. 指導者向け 安全・マナーチェックリスト

活動日の前後は、指導者・責任者が責任を持って以下の事項を確認・実行してください。

利用前・利用中の確認

- ☐ 気象警報:勝央町に大雨・暴風等の警報(レベル3以上)が出たら原則中止
- ☐ 暑さ指数:WBGTが「31(危険)」以上の場合は原則運動中止
- ☐ 落雷回避:雷鳴が聞こえるなど危険がある場合は直ちに中止し、安全な場所へ避難
- ☐ 無料枠の特例:安全上の理由で多目的広場の利用を中止した場合は、
速やかに管理棟へ連絡すれば無料枠のカウントから除外
- ☐ 保険の加入:指導者・生徒の全員がスポーツ安全保険に加入していること
- ☐ 救急用具:ファーストエイドキット等を常時携帯していること

利用後の確認

- ☐ マナーの徹底:館内シューズの着用、整理整頓、清掃を徹底すること
- ☐ 原状回復:利用後は速やかに器具等を片付け、必ず消灯・施錠を確認すること

万が一、事故やトラブルが発生した場合

1. 現場対応:怪我人の救護と二次災害防止を最優先
2. 即時連絡:重大な事故は直ちに教育委員会事務局(夜間・休日は役場直宿員)へ電話連絡
3. 関係者連絡:保護者および所属学校へ速やかに状況連絡

本日の説明事項

本日
説明

- 認定地域クラブについて
- 今後のスケジュール等
- 認定地域クラブの位置づけ
- ガイドラインについて
- 活動場所について(方針案)
- その他

当面のスケジュール

~~6月29日(月) 19:00～~~ ~~第2回開催~~ ~~指導者向け説明会~~

7月 7日(火) 19:00～ 一般向け説明会@勝央町公民館

※予約不要、どなたでも参加可能@勝央町公民館

7月上旬～中旬 生徒向けアンケートの実施 → 現状のニーズ把握

※結果はホームページ等で公表

8月以降～第3回指導者向け説明会(予定)

第1回 一般向け説明会
勝央町の部活動
地域展開の方針について

2026
7/7 (火)
19:00-20:30

対象 どなたでも参加できます
開催場所 勝央町公民館
予約 不要

勝央町の地域展開の方針等についてはこちら
▲勝央町ホームページ

部活動の地域展開とは、これまで学校が主体となっていた部活動を、地域が主体となって運営する「**地域クラブ**」へ移行する取り組みです。
勝央町教育委員会では、少子化や教員の働き方改革を背景に、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術活動を継続できる環境を確保・充実させることを目的とした環境整備を進めています。

こんな方に

- ☑ 地域展開ってそもそもなに〜?
- ☑ 部活動がどうなるのか心配〜
- ☑ 自分で団体を立ち上げてみたいけど〜
- ☑ 地域のために何かやりたい〜!

説明会の内容

- ・ 地域展開とは
- ・ 勝央町の方針（部活動の方針を含む）
- ・ 認定地域クラブの在り方
- ・ 認定地域クラブを立ち上げるためには など

お気軽にお越しください
勝央町教育委員会
勝央町公民館内
〒709-4316
勝田郡勝央町勝間田200-1
0868-38-1753
ryakaiyouku@town.shoo-akayama.jp

■ 出前説明会の開催

担当職員が地域に出向き制度説明を行う

■ 地域資源の活用を模索

例えば工業団地や勝間田高校

積極的な広報(情報発信)

「地域展開ってそもそも何？」

「町の方針は？何が行われているの？」



どうなる？部活動のカタチ **No.01**
令和8年4月

勝央町教育委員会 ☎0866-38-1753
教育委員会では、今後、協議会等で決まったことなどを随時、広報していく予定です。
▼ホームページ

勝央町教育委員会 **No.02**
令和8年4月

令和8年9月以降の部活動について

勝央町教育委員会では、勝央中学校と協議を重ね、この夏以降の部活動の在り方をまとめましたので、お示しします。

9月からは、休日の「部活動」は廃止されますが、公式大会等には出場できます。これからのスケジュールなどを顧問の先生とよく確認しておきましょう。

	令和8年4月～8月	令和8年9月～令和9年3月
平日の活動日	4日間まで(原則、水曜日が休み)	変わりなし
平日の活動時間	原則、1時間程度の活動が定着するまで(1週間前や学校が設定する期間は活動しない)	変わりなし
休日の活動時間	原則、3時間程度まで	実施しない
休日の活動日	原則、土曜日・日曜日はどちらかのみ(両日は活動しない)	実施しない
大会への出場	種類を問わず、「部活動」として参加可能	公式大会等(※)に限り、「部活動」としての出場できます。引率は顧問(教員)が行います。それ以外の団体等が主催する大会への参加は、「部活動」としては参加できません。
大会前の練習	1週間前までに限り土・日の両日の練習が可能。	原則、実施しない

(※)出場できる公式大会等は裏面でお知らせしています。

部活動の地域展開

ページID：0007417 更新日：2026年4月30日更新 印刷ページ表示

見つかる

よくある

、地域クラブ活動を順次ス

体となって運営する「地域ク

たってスポーツや文化芸術活

するものです。

県の取り組み

岡山県教育委員会においては、令和5(2023)年3月に「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」を策定し、学校部活動が子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営に向けて、効率的・効果的な学校部活動の在り方を示しました。また、令和3(2021)年度から、国の委託を受け学校部活動の地域移行に関する実証事業を行い、成果発表会を開催するなど、関係者との情報共有を図り、県内へ普及してきました。そして、スポーツ・文化芸術活動に取り組む子どもたちのために、新たな地域クラブ活動の構築を目指す市町村等の参考となるよう、「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定しました。

📄 [新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン\(令和6\(2024\)年3月 岡山県\)](#) <外部リンク>

勝央町としての取り組み

勝央町では、国や岡山県の方針に基づき、町立中学校の休日の部活動を地域展開する取り組みを、令和8年9月から順次進めてまいります。なお、令和9年度中には平日の部活動を行わない(止める)方向で検討中です。

地域展開について

勝央町の取り組み状況を紹介し、今後、協議会等で決まったことなどを随時、公表してまいります。



継続的なチラシ配布

ホームページの開設

質問等の受付について

本日の説明会やその他地域展開の在り方について、ご質問がある場合は、下記質問フォームにてお知らせください。

地域展開協議会としての考え方を、協議後にホームページで公表いたします。



▲質問フォーム 2026年7月3日 12時 00分まで

※質問内容によっては、各競技団体にお問い合わせいただくことが適当など、地域展開協議会として回答出来かねる場合もございますので、予めご了承ください。